

在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業の御案内

都では、人工呼吸器を使用する難病患者への災害対策として、災害等による停電時に人工呼吸器に電力供給するための発電機等を整備することにより、難病患者の生命を確保する目的で事業を行っています。

- ◆ **事業内容** 医療機関が発電機や蓄電池等を購入するにあたり、都が購入費を補助します。購入した医療機関には、在宅人工呼吸器使用難病患者に対し、購入した物品を無償貸与していただくことが条件となります。

- ◆ **補助対象物品**
 - ① 自家発電装置 (基準額 212,000円)
 - ② 無停電電源装置 (基準額 41,100円)
 - ③ 蓄電池 (基準額 104,000円)

令和3年12月より
対象物品に追加

- ※ 補助率は10/10です。(千円未満の端数は切り捨てとなりますので、御了承ください。)
- ※ 対象物品に品名・メーカーの指定等はありません。
なお、購入しようとしている装置が人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれがないかどうか、保守点検事業者又は医療機器メーカーに必ず御確認ください。

※ 対象物品のうち、自家発電装置と蓄電池はどちらか一方を選んで御申請ください。

◆ 対象となる在宅患者

難病の患者に対する医療等に関する法律に規定されている指定難病又は東京都難病医療費助成対象疾病にり患している在宅人工呼吸器使用難病患者で、原則として今年度4月1日以降に在宅療養を開始した方。

ただし、前年度以前に在宅療養を開始した方^{※1}についても、申請を認める場合^{※2}がございますので、担当までお問合せください。

- ※1 原則常時人工呼吸器を使用している方が対象となります。
- ※2 今年度4月1日以降に在宅療養を開始した方でなくとも、これまで本事業を活用したことが無い方は申請いただけます。また、本事業を活用し貸与を受けている発電機等について、購入後耐用年数(自家発電装置・無停電電源装置：6年、蓄電池5年)を経過し、買い替えが必要な方は、担当まで御相談ください。
- ※3 区市町村が実施する日常生活用具給付事業等の他の制度を利用することにより取得が可能な場合は対象外となります。

- ◆ **申請受付期間** 4月1日から同年12月末まで
※1月以降の申請については、担当まで御相談ください。

◆ 申請の流れ

①交付申請 ②(都)交付決定通知 ③物品購入 ④実績報告 ⑤(都)確定通知 ⑥(都)支払

- ※ 補助金の交付決定前に購入した物品は、補助対象となりませんので御注意ください。
- ※ 交付決定通知は交付申請後、1か月程度で送付いたします。

Q&A

Q1 蓄電池はどこで購入できますか？

A1 ホームセンターや家電量販店で取扱いがあります。

Q2 自家発電装置は使えないため、これまで申請を見送っていました。今年度以前に在宅療養を開始していますが、申請できますか？

A2 蓄電池は、本事業を利用したことが無い方であれば申請していただけます。

Q3 蓄電池とソーラーパネルを組み合わせて使いたいが、ソーラーパネルも申請できますか？

A3 蓄電池のみ本事業の対象となります。ソーラーパネルは本事業の対象外のため、申請できません。

Q4 基準額の範囲内で、複数台購入することは可能ですか？

A4 御申請いただけるのは1物品につき1台です。また、自家発電装置と蓄電池はどちらか一方を選んで御申請ください。

Q5 本事業で購入した物品の修理が必要になりました。修理に関して補助を受けられますか？

A5 補助対象は物品の購入経費のみです。修理や点検等に要する経費は補助の対象ではありません。